

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 76 12市町村が合併した結果、新浜松市の公共下水道の普及率は悪化する。公共下水道管が設備されていない区域では合併処理浄化槽が下水道の代替となるが、これを含めた普及率も悪化する。

参照資料 下記の通り（「第3部表 58 計画処理区域の状況 175頁」）

説明並びに意見

平成17年7月1日をもって12市町村が合併し新浜松市が誕生した。新浜松市の公共下水道と合併処理浄化槽を併せた普及率は71%（平成16年10月1日現在）であったので、旧浜松市の78%の普及率と比較すると、悪化する。これを公共下水道だけの普及率で見ると、新浜松市は62%、旧浜松市は73%であり、合併による悪化率は更に高いものになる。普及率を上げるには、今後とも多額な公債に依存することになる。

計画処理区域の状況（抜粋）

平成16年10月1日現在

| 市町村名 | 総人口 | | 汲み取り人口 | | 浄化槽人口 | | 合併浄化槽人口 | | 単独処理浄化槽人口 | | 公共下水道人口 | | 公共下水道人口 |
|------|-----------|---------|--------|-----------|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---|---------|
| | 人 | 人 | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | |
| 旧浜松市 | 581,317 | 30,894 | 5.3 | 126,797 | 21.8 | 34,497 | 92,300 | 423,626 | 72.9 | 423,626 | | | |
| 浜北市 | 85,664 | 15,315 | 17.9 | 47,237 | 55.1 | 11,235 | 36,002 | 23,112 | 27.0 | 23,112 | | | |
| 天竜市 | 22,445 | 2,906 | 12.9 | 11,897 | 53.0 | 4,569 | 7,328 | 7,642 | 34.0 | 7,642 | | | |
| 舞阪町 | 11,728 | 196 | 1.7 | 373 | 3.2 | 58 | 315 | 11,159 | 95.1 | 11,159 | | | |
| 雄踏町 | 13,860 | 450 | 3.2 | 2,540 | 18.3 | 223 | 2,317 | 10,870 | 78.4 | 10,870 | | | |
| 細江町 | 22,214 | 1,464 | 6.6 | 16,475 | 74.2 | 11,575 | 4,900 | 4,275 | 19.2 | 4,275 | | | |
| 引佐町 | 14,932 | 2,008 | 13.4 | 9,508 | 63.7 | 876 | 8,632 | 3,416 | 22.9 | 3,416 | | | |
| 三ヶ日町 | 15,981 | 1,957 | 12.2 | 14,024 | 87.8 | 4,221 | 9,803 | 0 | 0.0 | 0 | | | |
| 春野町 | 6,315 | 1,329 | 21.0 | 3,192 | 50.5 | 1,338 | 1,854 | 1,794 | 28.4 | 1,794 | | | |
| 佐久間町 | 5,685 | 1,823 | 32.1 | 2,461 | 43.3 | 914 | 1,547 | 1,401 | 24.6 | 1,401 | | | |
| 水窪町 | 3,459 | 1,242 | 35.9 | 2,217 | 64.1 | 176 | 2,041 | 0 | 0.0 | 0 | | | |
| 龍山村 | 1,216 | 428 | 35.2 | 788 | 64.8 | 328 | 460 | 0 | 0.0 | 0 | | | |
| 新浜松市 | 784,816 | 60,012 | 7.6 | 237,509 | 30.3 | 70,010 | 167,499 | 487,295 | 62.1 | 487,295 | | | |
| 静岡市 | 711,468 | 24,293 | 3.4 | 261,012 | 36.7 | 54,813 | 206,199 | 426,163 | 59.9 | 426,163 | | | |
| 磐田市 | 86,692 | 12,027 | 13.9 | 30,051 | 34.7 | 12,845 | 17,206 | 44,614 | 51.5 | 44,614 | | | |
| 掛川市 | 84,075 | 5,425 | 6.5 | 67,282 | 80.0 | 27,402 | 39,880 | 11,368 | 13.5 | 7,182 | | | |
| 袋井市 | 61,099 | 2,104 | 3.4 | 45,503 | 74.5 | 9,519 | 35,984 | 13,492 | 22.1 | 10,765 | | | |
| 湖西市 | 42,241 | 6,543 | 15.5 | 31,001 | 73.4 | 14,092 | 16,909 | 4,697 | 11.1 | 4,697 | | | |
| 新居町 | 16,918 | 2,603 | 15.4 | 10,739 | 63.5 | 2,190 | 8,549 | 3,576 | 21.1 | 3,576 | | | |
| 市町村計 | 3,795,274 | 234,230 | 6.2 | 1,904,983 | 50.2 | 474,555 | 1,430,428 | 1,656,061 | 43.6 | 1,634,064 | | | |

（出典：環境部所有の年報から）

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 77 公共下水道が敷設されている区域内で、依然として10%程度の市民は、公共下水道を利用しないで浄化槽や汲取り便槽を利用しており、下水道料金収入の機会損失を生んでいるばかりか、巨額な投資の不稼動を起こしている。また、水環境への悪影響も大きい。合併処理浄化槽の場合はある程度の浄化はされるが、単独処理浄化槽や汲取り便槽では生活排水は河川に放流されるからである。下水道法10条に違反する場合もありうる。

参照資料 第3部表56 下水道普及状況 173頁

説明並びに意見

公共下水道が敷設されている区域内では、本来的には区域内の全ての市民が公共下水道に接続するものと考えられる。しかし、下表に見るとおり、依然として10%程度の市民は、公共下水道を利用しないで浄化槽や汲取り便槽を利用している。これは、得べかりし下水道料金収入が収入されていないことで、機会損失である。また、巨額な下水道資産の不稼動による損失を引き起こしていることになる。また、生活雑排水がそのまま河川に排出され、環境への悪化も懸念される。特に山間部では、公共下水道資本の不稼動損失が顕著である（転換率が佐久間45%、気田61%など）。山間部では高齢化などで、汲取り便槽などからの転換が進まないものと考えられる。しかし、投資の有効利用や環境への観点から、転換を説得すると同時に、資金的な支援策なども考える必要がある。合併処理浄化槽の場合はある程度の浄化はされるが、単独処理浄化槽や汲取り便槽では、生活雑排水が河川に流出し、下水道法10条も違反するケースも起こっていると考えられる。浜松市はこうした下水道法敷設区域内の下水道への未転換者への適切な対応策を打出す必要がある。

| 下水道普及状況（平成17年度統計） | | 平成18年3月31日現在 | | |
|-------------------|---------|--------------|---------|--------|
| 区 分 | 水洗化可能戸数 | 水洗化戸数 | 世帯水洗化率 | |
| 単 位 | 戸 | 戸 | % | |
| 合 計 | 254,129 | 230,198 | 90.6% | |
| 公 共 | 中部 | 76,418 | 76,380 | 100.0% |
| | 西遠① | 146,551 | 130,829 | 89.3% |
| | 館山寺 | 3,396 | 2,803 | 82.5% |
| | 細江 | 1,486 | 1,015 | 68.3% |
| | 井伊谷① | 1,461 | 1,246 | 85.3% |
| | 計 | 229,312 | 212,273 | 92.6% |
| 特 環 | 湖東 | 2,063 | 1,884 | 91.3% |
| | 西遠② | 20,765 | 14,817 | 71.4% |
| | 井伊谷② | 40 | 32 | 80.0% |
| | 気田 | 766 | 471 | 61.5% |
| | 浦川 | 411 | 372 | 90.5% |
| | 佐久間 | 772 | 349 | 45.2% |
| | 三ヶ日 | 0 | 0 | |
| | 城西 | 0 | 0 | |
| | 水窪 | 0 | 0 | |
| | 計 | 24,817 | 17,925 | 72.2% |
| 参考 | 西遠①+② | 167,316 | 145,646 | 87.0% |

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 78 下水道事業では、固定資産管理システムについてエクセルを利用しているが、導入済みで本来使うべき水道事業の固定資産管理システムとは異なるものを使用している。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

下水道事業と水道事業は同一の財務会計システム（NEC 設計）を使用している。財務会計ソフトの一部を構成する固定資産管理ソフトについては、下水道は自分でエクセルを使って、ソフトを作成した。これは NEC ソフトを利用しようとする多額な変更費用がかかることが主な理由である。こうしたことが起こるのは、当初の発注の際、ソフトの変更は地元の業者でも対応できるような設計思想に基づく発注を行っていないためである。また、財務会計ソフトなど、専門的な知識を要する委託も地域経済への貢献や地元企業の育成を考え、地元の企業への発注を考慮していく必要がある。

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 79 下水道工事ではトンネル状に地下をくり抜いていく推進管工法と地表から掘削する開削工法がある。推進管工事は20%～30%コスト高になるということが浜松市の説明である。しかし、工事台帳から1m単価を計算すると、もっとコスト高になっている。推進管工法は開削工法より合理的な工法であるから、著しい単価高の状況には問題がある。

参照資料 下記の通り

説明並びに意見

下水道管敷設に要する1m単価は平成17年度で73,000円である。推進工事と開削工事は工事台帳上では一つになっているため、推進だけの純粋の原価は算出できないが、下表から次の通り計算した。

$$\begin{aligned} \text{開削と推進両方の総支出} &= 897,751 \text{ 千円 (A)} \\ \text{平均単価} \times \text{開削m} &= 73,000 \times 5,852 = 427,196 \text{ 千円 (B)} \\ \{(A)-(B)\} \div \text{推進m} &= 470,555 \div 2,291 = 205 \text{ 千円} \end{aligned}$$

このように、あくまでも逆算数値であるが、推進の1m当りのコストは205千円であり、開削コスト73千円の3倍近い単価になっている。推進工法は道路表面を削らないで、地面の中をくりぬく方式で、環境への配慮や合理性に優れた方式である。浜松市の説明では推進工事ができる業者が限られていることがコスト高の一つの原因とのことである。また、浜松市にはこうした工法ができる業者が少ない。地元の業者を育成することや、経済性と合理性に立った発注に努める必要がある。

| 種別 | 工事名 | 管種別 | | | | | | | | | | | | | | | 契約額 a | 請負業者 b | 入札方式 | 1m当り単価 b/a | | |
|-------------------|--------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----------|-----------|---------|---------------|-----|-----|
| | | ヒューム管 | | | | | 塩ビ管 | | | | | 鋼管 | | | 総計 | | | | | | | |
| | | 400 | 450 | 500 | 700 | 800 | 150 | 200 | 200 | 250 | 計 | 100 | 800 | 600 | | 計 | | | | | | |
| | | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 開削 | 開削 | 推進 | 開削 | 開削 | 推進 | 開削 | 推進 | | | | | | | | |
| 公共 ^レ 国 | 大瀬東幹線及び馬込第13処理分区 | | 602 | | | | 602 | 522 | 108 | | 522 | 108 | | | | 522 | 710 | 1,232 | 156,870 | 常盤工業㈱ | 一般 | 127 |
| 公共 ^レ 国 | 都田葵幹線及び馬込第14処理分区 | | | | | 245 | 245 | 173 | | | 173 | 0 | | | | 173 | 245 | 418 | 74,865 | 山平建設㈱ | 一般 | 179 |
| 公共 ^レ 国 | 金折古川幹線 | | 356 | | | | 356 | 119 | | | 119 | 0 | | | | 119 | 356 | 475 | 64,680 | 小笠原マル昇㈱ | 一般 | 136 |
| 公共補助 | 佐鳴第3-3処理分区 | | | | | 0 | 0 | 718 | 53 | | 718 | 53 | 12 | | | 730 | 53 | 783 | 76,020 | 藤野建設㈱ | 一般 | 97 |
| 公共補助 | 可美第2幹線及び佐鳴第4処理分区 | | | | 2 | 2 | 1 | | | 1 | 0 | | | 430 | 1 | 431 | 433 | 105,840 | 藤野建設㈱ | 一般 | 245 | |
| 公共補助 | 西ヶ崎大島幹線及び馬込第10処理分区 | | | 92 | | 92 | 847 | | 55 | 901 | 0 | 12 | | | 913 | 92 | 1,005 | 93,620 | 佛鈴木組 | 一般 | 93 | |
| 公共補助 | 馬込第10処理分区 | | | | | 0 | 0 | 775 | | | 775 | 0 | 4 | 8 | | 780 | 8 | 787 | 55,839 | 文丘建設㈱ | 一般 | 71 |
| 公共補助 | 馬込第14処理分区 | | | | 121 | 121 | 75 | | | 75 | 0 | | | | 75 | 121 | 196 | 37,590 | 西建工業㈱ | 一般 | 192 | |
| 公共補助 | 馬込第21処理分区 | | | | | 0 | 0 | 781 | 9 | | 781 | 9 | | | | 781 | 9 | 790 | 44,940 | 風早建設㈱ | 一般 | 57 |
| 公共補助 | 佐鳴第3-2処理分区 | 59 | | | | 59 | 107 | | | 107 | 0 | | | | 107 | 59 | 166 | 16,065 | 東生建設㈱ | 指名 | 97 | |
| 公共単独 | 馬込第21処理分区 | | | | | 0 | 106 | 245 | 20 | | 351 | 20 | | | | 351 | 20 | 371 | 32,269 | 佛鈴木組 | 一般 | 87 |
| 公共単独 | 馬込第19処理分区 | | | | | 0 | 48 | 431 | | | 479 | 0 | 10 | | | 479 | 10 | 489 | 36,607 | 梅花月工務店 | 一般 | 75 |
| 公共単独 | 馬込第21処理分区 | | | | | 0 | 104 | 587 | 7 | | 691 | 7 | | | | 691 | 7 | 698 | 58,909 | 風早建設㈱ | 一般 | 84 |
| 公共単独 | 魏塚処理分区 | | | | | 0 | 61 | 29 | | | 61 | 29 | | | | 61 | 29 | 89 | 12,032 | 佛北建 | 指名 | 135 |
| 特環補助 | 魏塚第1処理分区 | | | | | 0 | 72 | 141 | | | 72 | 141 | | | | 72 | 141 | 213 | 31,605 | 中道建設㈱ | 一般 | 148 |
| 旧浜松市平成17年度合計 | | 59 | 958 | 92 | 2 | 366 | 1,476 | 258 | 5,513 | 368 | 55 | 5,825 | 368 | 28 | 18 | 430 | 5,852 | 2,291 | 8,143 | 897,751 | | |

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 80 下水道部では排水路の建設や改修を行っているが、これら工事の1mコストは著しく高額であり、通常の下水道敷設工事とは異質の工事と見られる。

参照資料 第3部第3章8 河川と下水道との管理分担区分について 171頁

説明並びに意見

下水道が河川課の排水路建設工事を行うのは次の通達が基になっている。

河川と下水道との管理分担区分について

〔 昭和48年7月5日 都下事発第17号・河治発第12号
都道府県知事あて建設省都市局長建設省河川局長通達 〕

普通河川を法河川（準用河川を含む）又は下水道に指定する場合の管理分担区分基準を別紙のとおり定めたので通知する。流域面積2km²以上は河川（法河川及び準用河川をいう。以下同じ）、流域面積2km²未満は下水道として管理することを原則とする。

排水路の建設又は改修の1m当りのコストは平均331千円であり、通常の下水道敷設コスト73千円の5倍近い。こうした高額な工事が下水道工事に含まれると、下水道処理コストを歪めかねない。また、資産勘定の上でも、通常の下水管とは異なるものなので、区分掲記が望ましい。

| 種別 | 工 事 名 | ヒューム管 | | | | U型水路 | | 設計額 a | 変更設計 ① | 当初契約額 b | 変更額① | 契約額 c | 請負業者 | 入札方式 | 請負率 b/a | 1m当り 単価 c/e | |
|--------------|---------|-------|-----|-------|-----|---------------|-----|----------|-----------|------------|---------|----------|---------|------|------------|-------------------|-----|
| | | 600 | 900 | 1,000 | 計 | 1700× 1900 | 総計 | | | | | | | | | | |
| | | 開削 | 開削 | 開削 | 開削 | 開削 | 開削 | | | | | | | | | | |
| 公共繰越 | 志都呂2号雨水 | | | | 0 | 77 | 77 | 58,922 | 0 | 46,200 | 0 | 46,200 | ㈱斎藤組 | 指名 | 78.4% | 597 | |
| 公共補助 | 馬込川排水区 | | | | 0 | 150 | 150 | 51,916 | 51,647 | 40,530 | △ 210 | 40,320 | 山吉建設㈱ | 一般 | 78.1% | 269 | |
| 公共補助 | 馬込川排水区 | | | | 0 | 85 | 85 | 26,761 | 27,055 | 24,885 | 273 | 25,158 | 榎屋建設㈱ | 一般 | 93.0% | 295 | |
| 公共補助 | 馬込川排水区 | | | | 0 | 28 | 28 | 28,455 | 27,768 | 25,200 | △ 609 | 24,591 | ㈱五島組 | 一般 | 88.6% | 894 | |
| 公共補助 | 北裏6号雨水 | | | | 0 | 2 | 135 | 138 | 85,365 | 95,180 | 78,540 | 9,030 | 87,570 | ㈱天竜組 | 指名 | 92.0% | 637 |
| 公共補助 | 東部排水区 | | | | 0 | 172 | 172 | 41,916 | 39,170 | 35,490 | △ 2,247 | 33,243 | ㈱林工組 | 一般 | 84.7% | 193 | |
| 公共補助 | 志都呂排水区 | 57 | 105 | 40 | 201 | | 201 | 31,350 | 29,143 | 26,093 | △ 1,838 | 24,255 | ㈱五島組 | 一般 | 83.2% | 121 | |
| 旧浜松市平成17年度合計 | | 57 | 105 | 40 | 201 | 514 | 135 | 851 | 324,685 | 269,964 | 276,938 | 4,400 | 281,337 | | 85.3% | 331 | |

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 81 平成 17 年度新浜松市の下水道処理コストは 1 m³ 当り 212 円（有収水量＝料金収入があった下水処理水量 m³ 当り）と計算される。現在の浜松市の下水道料金体系では 1 ヶ月間で 10 m³ までは 945 円、10 m³～15 m³ までは 107.1 円、15 m³～20 m³ 112.35 円で、その後も従量制料金になっていて、5,000 m³ 超から 201.6 円である。一般家庭では 1 ヶ月で 20 m³ 程度、2 ヶ月では 40 m³ 程度の使用であるので、1 m³ 当り平均 102 円の料金であり、1 m³ 当りの赤字は 110 円になる。このように、浜松市の下水道料金体系は、黒字がいかなる場合も生じることがない絶対赤字の料金体系である。

新料金体系の従量料金は 1 ヶ月で 10 m³ までは 1 m³ 当り 42 円、20 m³ までは 117.6 円、30 m³ までは 133.35 円で、30 m³ 超から 147 円、その後も従量制料金になっていて、最高額の 5,000 m³ 超でも 204.75 円である。ただし、基本料金が口径によって異なるが、最低月 630 円が加算される仕組みになっている。一般家庭の 2 ヶ月の平均使用量 40 m³ で計算すると 1 m³ 当り平均 111 円となり、1 m³ 当りの赤字額は 101 円である。このように、浜松市の新下水道料金体系で見ても、絶対赤字の料金体系になっている。

| | | | |
|------|--------------|----------------|-------|
| 参照資料 | 第 3 部第 3 章 6 | 料金表と料金計算の方法 | 157 頁 |
| | 表 49 | 類似都市の下水道料金体系比較 | 162 頁 |
| | 表 54 | 下水道使用料新旧単価表 | 167 頁 |
| | 第 4 部表 10-2 | 下水道事業会計費用年度比較 | 228 頁 |

説明並びに意見

平成 17 年度新浜松市の下水道供給コストは 1 m³ 当り 212 円は、（営業費用＋営業外費用＋特別損失－雨水処理費 1,776,411 千円）合計額 14,974,410 千円を、料金収入があった下水処理水量（有収水量）70,652,221 m³ で割った数値である。他の政令市の下水道料金体系を見ると、どこも従量制の料金体系を取っているが、例えば倉敷市では、1,000 m³ 超は 468 円となっている（2 ヶ月 40 m³ では 1 m³ 当り平均 135 円で浜松市の新料金より 22% 高い）。倉敷市の下水道供給コストは浜松市よりかなり高いと見られるが、大口利用者からは黒字を得ていると推定される。しかし、浜松市のように絶対に黒字になることがない絶対赤字の料金体系では、企業会計として行う意味はなく、企業会計の目的や精神に反するものである。こうした著しい不合理性をなくすためには、一方で供給コストの大幅削減を図るとともに、他方では大口利用者からは黒字になる従量制料金体系を採用する必要がある。なお、浜松市では料金算定根拠となる下水道コストの計算に際し公費負担額 2,890,571 千円をコストから除外し、1 m³ 当りのコストは 171 円としている。

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 82 浜松市は工業用水や地下水を使って、下水道に放流する事業者に対しては、水道収入がないにもかかわらず、赤字相当額の汚水処理費を負担しており、料金構成が適正を欠いている。

一般の水道利用者の場合は水道利用量が下水道利用量と見なされて計算される仕組みであり、水道と下水道はセット計算されている。しかし、地下水や工業用水利用者の場合は水道料金が発生しないため、下水道利用量を別にメーターを設置して検針している。下水道料金は赤字の料金体系になっているが、水道料金体系は黒字であるので、地下水や工業用水利用者の場合、浜松市の側に赤字負担だけが発生し、料金構成が適正を欠くことになる。

参照資料 監査結果 74 と 81 を参照

説明並びに意見

こうした仕組みでは、赤字の下水道会計を著しく毀損しているばかりか、実質的に浜松市が過大な補助を一部事業者に行っていることになるので、地下水や工業用水を公共下水道に放流する場合は、追加的な一定の負担金を課すなどの対応が求められる。

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 83 工業用水を利用して公共下水道の西遠浄化センターに放流する事業者に対しては、工業用水利用料は静岡県に支払われる一方、西遠浄化センターで処理される場合は、この処理代金として静岡県に1 m³当り 33 円の費用負担を行っているので、料金体系に著しい矛盾を来たしている。

参照資料 第3部表 62 地下水又は工業用水の利用が多い事業所の下水道又は河川への水
排出量 179 頁

監査結果 74 と 81 を参照

説明並びに意見

公共下水道の処理コストは1 m³当り 212 円と計算される。しかし、工業用水を利用している大口利用者（上位 100 件の平均）の平均利用料金は 189 円になっていて、1 m³当り 23 円の赤字である。こうした事業者が水道を利用していれば、水道料は大幅な黒字であり、下水道の赤字額は相殺され、緩和される。しかし、工業用水は静岡県の管理であり、料金収入も静岡県に入る仕組みになっている。また、下水が西遠浄化センターで処理される場合は、この処理代金として静岡県に1 m³当り 33 円の費用負担を行っていて、料金体系が著しく適当を欠いている。こうした状況を改善するためには、工業用水利用者の西遠流域下水道使用料の費用負担を静岡県との間で見直すことが検討課題であると考えられる。

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 84 平成 17 年度の下水道工事を延長 1m 当り単価を分析すると旧天竜市が著しく高額である。

参照資料 下記の通り

説明並びに意見

平成 17 年度の下水道工事代を行っている合併市町村ごとに、下水道工事を延長 1m 当り単価を比較し分析すると下表の通りである。

| | 工事金額 千円(a) | 延長m (b) | 1m 当り金額 千円 (d=a/b) | 1 件m (f=b/c) |
|-----|---------------|------------|-----------------------|-----------------|
| 浜松 | 4,508,682 | 62,512 | 72 | 21.5 |
| 浜北 | 530,648 | 8,273 | 64 | 14.5 |
| 天竜 | 335,089 | 2,833 | 118 | 21.3 |
| 引佐 | 46,509 | 738 | 63 | 17.2 |
| 細江 | 155,088 | 1,746 | 88 | 33.6 |
| 三ヶ日 | 97,323 | 1,119 | 86 | 14.5 |
| 春野 | 87,411 | 1,398 | 62 | 35.0 |
| 佐久間 | 53,655 | 909 | 59 | 17.8 |
| 水窪 | 305,426 | 4,387 | 69 | 27.6 |
| 合計 | 6,119,831 | 83,915 | 72 | 20.8 |

天竜市は 1m 当たりで 118 千円であり他の市町村に比べて著しく高い。下水道事業は浜松市の大幅赤字であり、工事代が高いことについて、工事の困難度などの合理的な理由があるにしても、コストの低い方法を選択するなど低コストを目標にすべきである。

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 85 平成 17 年度の下水道工事を各世帯への接続管である取付管件数（新規に下水道が接続された世帯数）1 件当り単価を、下水道事業を行っている合併市町村ごとに分析すると、最高が細江町で 3 百万円、一番低い浜北市で 930 千円である。

| | | |
|----------------|--------------------------|-------|
| 参照資料 第 4 部表 45 | 平成 17 年度旧浜松市下水道工事台帳 | 253 頁 |
| | 表 46 平成 17 年度他市町村下水道工事台帳 | 254 頁 |

説明並びに意見

平成 17 年度の下水道工事を取付件数（新規に下水道が接続された世帯数）1 件当りの単価の、下水道事業を行っている合併市町村ごとの分析を行うと下表の通りである。取付管件数 1 件当りの単価は、1 人のお客を獲得するために幾らの投資を行ったかということである。一番コスト高なのは、細江町で 1 世帯の下水道接続に 3 百万円、次が天竜で 2,500 千円、春野町 2,200 千円などである。公共下水道といえども、投資は効率的かつ経済的に行う必要がある。下水道事業は浜松市の大幅赤字であり、1 顧客あたりの工事代が高いことについて、合理的な理由があるにしても、投資の効率性や経済性から見て問題であると言わざるを得ない。コストの低い方法を選択するなど低コストを目標にすべきである。公共性が高いからという理由で、いくらでもお金をかけていいということにはならない。

| | 工事金額 千円(a) | 取付管件数 (c) | 1 件当り 千円 (e=a/c) |
|-----|---------------|--------------|---------------------|
| 浜松 | 4,508,682 | 2,912 | 1,548 |
| 浜北 | 530,648 | 571 | 929 |
| 天竜 | 335,089 | 133 | 2,519 |
| 引佐 | 46,509 | 43 | 1,081 |
| 細江 | 155,088 | 52 | 2,982 |
| 三ヶ日 | 97,323 | 77 | 1,263 |
| 春野 | 87,411 | 40 | 2,185 |
| 佐久間 | 53,655 | 51 | 1,052 |
| 水窪 | 305,426 | 159 | 1,920 |
| 合計 | 6,119,831 | 4,038 | 1,515 |
| 民間 | 401,063 | 1,005 | 399 |

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 86 公共下水道供用区域内にあるにもかかわらず、管敷設計画の段階から公共下水道に取り込まないとされた大規模事業所がある。こうした事業所を計画区域から除外することは合理性に欠ける決定である。

参照資料 下記の通り

説明並びに意見

周りに下水道管が敷設されているのに下水道に接続していない大規模事業所（排水量が1日500 m³以上）は、西遠流域下水道の場合は下記の通りであるが、各下水処理場でこうした事業所がある。こうした事業所は自身で浄化設備を設置しているためなどで、管敷設計画の段階から公共下水道に取り込まないとされた事業所であるが、管敷設を行わないことは合理性に欠ける場合がある。その理由としては、①事業所が河川に放流する水質はたとえ自身で浄化設備を有していたとしても、水質的に劣る場合があること、②下水道管敷設に当たってこうした事業所を回避することは、投資効率を損ない経済性に欠ける行為であること、③下水道法第10条本文（公共下水道排水区域内では下水道への接続を義務付ける規定）の適用が有効性を失い、一般の事業者や家庭への強制力を弱めること。水質や管敷設投資効率から見て、十分な合理性がある場合に限り認めるようにする必要がある。またこうした事業所の水質の状況チェックを環境部で行っているが、下水道部でも行なう方が適当である。

西遠流域下水道にとりこまないとした大規模工場（区域外等）

| 事業所名 | 敷地面積 (ha) | 排水量 (m ³ /日) | 摘 要 |
|--------------|--------------|----------------------------|---------------------|
| スズキ(株)本社工場 | 16.8 | 3,555 | 下水道への接続希望なし |
| 大同染化(協) | 1.5 | 3,608 | 下水道への接続希望なし |
| 東海染工(株)浜松事業所 | 5.7 | 5,009 | 下水道への接続希望なし |
| (株)生産日本社浜北工場 | 1.5 | 540 | |
| (株)クラブ浜北工場 | 6.3 | 1,709 | |
| 恵美寿織布(株) | 1.1 | 2,435 | |
| 矢崎計器(株)天竜工場 | 6.4 | 780 | 冷却温調排水のため下水道に取り込まない |

(平成12年11月西遠流域下水道事業計画変更認可申請書より)

第7章 下水道事業固有のその他の問題点

監査結果 87 下水道法第 10 条は下水道敷設区域内では、下水道に接続することを義務付けているが、管理者が許可した場合は自己が設置した浄化装置で浄化し、河川に放流することを認めている。浜松市では要綱を定め、適用除外の水質基準を定めている。しかし、実際には適用除外の下水道管理者の許可を受けずに、下水道に接続していない事業者も相当数あると見られる。

参照資料 第 3 部第 3 章 7 下水道法等 169、170 頁

監査結果

下水道法第 10 条は下水道敷設区域内では、下水道に接続することを義務付けているが、管理者が許可した場合は自己が設置した浄化装置で浄化し、河川に放流することを認めている。このように下水道敷設区域内では、許可基準に合わなかったり、許可を受けなかったりする場合は下水道法第 10 条に違反することになるが、そのような事業所は浜松市には相当数あると見られている。下水道部はこうした事業所への指導強化を行うとともに、必要な措置をとることが必要である。

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 88 し尿の運搬は浜松市からの許可によって、何 10 年にも渡って同一の許可業者が独占的に業務を行っている一方、時代の要請に合った内容の見直しなどが行われていない。

し尿の運搬は浜松市からの許可を受けて、旧浜松市の場合は公益法人浜松市清掃公社が長年、地域独占的に行っている。その間、環境が著しく変化しているにもかかわらず、内容の見直しなどは全く行われていない。

参照資料 第 3 部表 77 地域自治区におけるし尿収集・浄化槽清掃料金 195 頁
関連監査結果 106

説明並びに意見

環境行政の中では、し尿処理運搬業者の役割は少なくないので、許可に伴う諸内容を再検討し、サービス内容の見直しと充実を図る必要がある。し尿の運搬は浜松市からの許可を受けて、旧浜松市は公益法人浜松市清掃公社、その他の旧市町村は民間のし尿処理運搬業者 7 社が長年に渡って地域独占的に業務を行っているので、利益的には恵まれたものになっている。従って、浄化槽の点検業務や水質検査業務などを含めて、サービス内容の見直し行って、時代の要請にあうものにすることが必要である。

第8章 環境部のその他の問題点

監査結果 89 平成 17 年 7 月の合併で県のデータを旧浜松市の台帳へ統合したが、整合がとれないデータがあるため、台帳の整備に取り掛かっているが、整備期間に 5 年を予定することは長すぎるし、期間が長ければコストも多額になる。また、総額では 1 千万円程度と見積もられている事業を 1 年ごとに分割発注している。

浜松市の浄化槽設置基数は平成 17 年度末で 76,509 基とされている。しかし、この数値は必ずしも厳密ではなく、5%から 10%程度、基数にして最高 7,600 基、中間値で 5,000 基程度の不照合があると環境保全課は予測している。環境保全課は浄化槽の設置場所や基数を調査するための事業を株式会社フジヤマに全面委託した。事業期間も 5 年を要するとしている。こうした事業に要する期間は 5 年もかける必要はなく、また事業期間が長くなればなるほど事業費が多額になるという問題が生じる。

| | | |
|------|-----------------------------|-------|
| 参照資料 | 第 3 部第 4 章 1-6 浄化槽台帳の整備 | 184 頁 |
| | 表 19 環境部業務委託契約等入札結果 | 129 頁 |
| | 表 68 平成 17 年度末現在における浄化槽設置状況 | 184 頁 |

説明並びに意見

浄化槽台帳の整備のため、開始初年度の平成 18 年度において、4 百万円が支出された。指名競争入札によって予定価格 4,100 千円に対して株式会社フジヤマが 3,937 千円で落札した（落札率 96%）。浄化槽の不一致は 1 割程度であり、そのために 1 千万も支出することは経済性から見て疑問がある。また総額では 1 千万円程度と見積もられている事業を 1 年ごとに分割発注しているが、事業総額との関係が分からなくなり、問題がある。

台帳が完全ではない主な理由は、平成 18 年 2 月までは浄化槽を廃止しても廃止届けがされていなかったことによる。しかし、浄化槽法 11 条の 2 が改正され、廃止があった場合の廃止届の義務付けがされたことで、今後はなくなる。具体的には、下水道や農業集落排水への接続、汲取りから浄化槽に変更、そのほか同一敷地内に 2 基あるようなケースに、入力ミスが起こっているため。整備事業全部を業者に一括発注しているが、こうした調査は浜松市職員の本来的業務である。委託内容を見るといろいろな業務内容があり、浜松市職員でできる仕事や分割発注できる業務などもある。例えば、し尿運搬業者から清掃記録を提出してもらって、台帳の照合を行うことで、こうした不備が解消されるところもある。委託の方法や経済性、効率性から見ても、発注の見直しが可能であると考えられる。

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 90 大規模な事業所が依然、単独処理浄化槽を使用している。

大規模な単独処理浄化槽として 51 人槽以上の浄化槽の設置数を見ると、(財)浜松市清掃公社が清掃を実施している旧浜松市に限っても 225 基設置されている。新浜松市全体ではこの数は更に増えることになる。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

単独処理浄化槽はトイレのし尿は処理されるが、その他の生活雑排水などは河川にそのまま排出される。事業所では単独処理浄化槽のあと、汚水処理を行っている場合もある。また、事業所ではトイレのし尿以外の雑排水は量的には少ないと予測できるが、合併処理浄化槽の場合は、定期点検や年 1 回以上の水質検査も浄化槽法で決められているなど、環境へのリスクは少ないことなども考えると、合併処理浄化槽への転換を早急に進めていく必要があると考える。

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 91 旧浜松市における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいない。

単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に比較して 8 倍の汚染物質(BOD 換算)を排出しており、旧浜松市は補助金を出して転換を推奨している。しかし平成 16 年から平成 17 年度への転換基数を見ても、遅々として進んでいない。

| | | |
|------|-----------------------|-------|
| 参照資料 | 第 3 部表 69 浄化槽排出負荷量概念図 | 185 頁 |
| | 表 72 浄化槽設置基数 | 188 頁 |

説明並びに意見

旧浜松市における浄化槽設置基数の 3 年間における推移は次の通りである。単独処理浄化槽の減少は毎年 2 千基程度である。これらの減少は公共下水道の接続に伴うものがほとんどである。下水道認可区域内の単独処理浄化槽は数年内には公共下水道に転換するが、計画外区域などでは将来的に合併処理浄化槽への転換が大幅に遅れる可能性が高い。単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に比較して 8 倍の汚染物質 (BOD 換算) を排出しており、浜松市は補助金を出して転換を推奨しているが、効果は限定的と見られる。

| | 合併浄化槽 | 単独浄化槽 | 合計 |
|---------|-------|--------|--------|
| H15 年度末 | 4,323 | 35,197 | 39,520 |
| H16 年度末 | 4,709 | 33,130 | 37,839 |
| 対前年 | 386 | -2,067 | -1,681 |
| H17 年度末 | 5,057 | 31,113 | 36,170 |
| 対前年 | +348 | -2,017 | -1,669 |

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 92 旧浜松市以外の 11 市町村においても単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は全く進んでいない。

単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に比較して 8 倍の汚染物質(BOD 換算)を排出しており、旧浜松市以外の 11 市町村は補助金を出して転換を推奨している。しかし平成 16 年から平成 17 年度への転換基数を見ても、減少率は 1%で、全く進んでいない。

| | | | |
|----------------|-------------|---------|-------|
| 参照資料 第 3 部表 69 | 浄化槽排出負荷量概念図 | 185 頁 | |
| | 表 72 | 浄化槽設置基数 | 188 頁 |

説明並びに意見

旧浜松市以外の 11 市町村における浄化槽設置基数の 2 年間における推移は次の通りである。これらの減少は公共下水道の接続に伴うものがほとんどであると見られるので、浜松市は適切な対応が望ましい。

| | 合併浄化槽 | 単独浄化槽 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|
| H16 年度末 | 11,312 | 28,624 | 39,936 |
| H17 年度末 | 12,015 | 28,324 | 40,339 |
| 対前年 | +703 | -300 | +403 |

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 93 浜松市の衛生工場が処理する汚水・汚泥の量は年々減少している。しかし、実際には清掃業者が運搬する汚水・汚泥の量は、単独処理浄化槽では合併処理浄化槽の 3 分の 1 程度になっており、新規設置が禁止されている単独処理浄化槽が多数を占める状況では、こうした処理量減少の現象は錯覚にすぎない。

| | | |
|----------------|------------------------|-------|
| 参照資料 第 3 部表 68 | 平成 17 年度末現在における浄化槽設置状況 | 184 頁 |
| 表 76 | 衛生工場の概要 | 194 頁 |

説明並びに意見

浜松市の汚水・汚泥を処理する衛生工場（下水道接続区域以外からの汚水処理施設）は旧浜松市に 2 箇所、新浜松市になって 5 箇所になっている。これらの衛生工場の処理能力に対して、実際の処理量は著しく下回っており、西部衛生工場は老朽化のため停止、東部衛生工場も 2 系列のうち 1 系列は休止状態になっている。しかし、単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に急速に転換した場合には、5 施設の全体的・一体的な運用を図る必要が出てくる。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換計画を定め、それに伴う汚水・汚泥の増加量を見定め、衛生工場の配置や運転業務の一層のコスト削減と一体運営を図る必要がある。

第8章 環境部のその他の問題点

監査結果 94 第1次の浜松市環境基本計画は平成11年3月に発表された。現在、第2次の環境基本計画を策定中であるが、第1次計画のビジョンの実現度合いが十分にチェックされないまま、第2次計画に取り掛かっている恐れがある。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

浜松市では平成17年度から第2次の環境基本計画を策定している。しかし、第1次の環境基本計画に定めたビジョンがどの程度実現しているかチェックしないままに第2次計画を策定しても、高額な委託料が効果を生まない恐れがある。

具体的には今回の外部監査と関係する項目について、ビジョンとその成果が問われる項目は次の項目である。

第1次浜松市基本計画の水質汚濁の項（概要版⑨計画が目指す目標）の記載

- 環境基準設定河川の環境基準達成の状況とその他の河川の水質の改善状況
- 佐鳴湖については、環境基準(COD濃度 5mg/l)の達成に向けて、最大限の努力を行っていくこと。
- 浜名湖の水質の計画目標達成度

第8章 環境部のその他の問題点

監査結果 95 第1次の浜松市環境基本計画（平成11年3月発表）では、「環境基準が指定されていない河川については、現状以上の水質悪化をさせないこと」と規定しているが、現状維持は10年後の計画目標の設定とはいえない。

第1次浜松市基本計画の水質汚濁の項（概要版⑨計画が目指す目標）の記載は次の通り。

●環境基準の類型指定河川は、類型に基づいた環境基準が達成されていること、また指定のない河川は、少なくとも現状以上に水質を悪化させないこと。

という10年間の計画目標は、目標とは言えず、字義に反するものである。

参照資料 監査結果 45 の資料を参照

説明並びに意見

旧浜松市の河川で環境基準が設定されているのは、天竜川(AA 又は A)、都田川(A)、伊佐地川(B)、新川(C)、馬込川(C)である。これらの河川は国または県が管理する河川で、環境基準の設定も国又は県の決定である。他方、豊田川、安間川などの天竜川に流入する河川、佐鳴湖に流入する河川など浜松市が管理する河川では、環境基準の設定がされていない。市内の主要河川についても、環境基準を定めるなど環境目標を明らかにすることが望ましい。

第 8 章 環境部のその他の問題点

監査結果 96 第 2 次の浜松市環境基本計画はプロポウザル方式（企画書の提案方式）により平成 17 年度から 3 年の計画で開始した。一つの事業を全体で企画書を提出させているのに、全体で契約せず、分割発注されている。また事業期間が長くなるとコストが高くなることや、企画書審査委員は浜松市職員だけから課長 7 名が選ばれている。環境計画策定は浜松市職員の本来業務であるのに、業者に丸投げされている。

参照資料 第 3 部表 19 環境部業務委託契約等入札結果 129 頁

説明並びに意見

第 2 次の浜松市環境基本計画はプロポウザル方式（企画書の提案方式）により平成 17 年度から開始し、平成 19 年度まで 3 年かけ、総額見積 35 百万円で作成される。平成 17 年度は国際航業が 12,810 千円で受注したが、一つの事業であり、平成 18 年度、平成 19 年度も当然に国際航業が受注することになるから、こうした分割発注契約は問題がある。また、浜松市環境基本計画の作成に 3 年もかけることは、コストを高めるだけである。また、この事業の参加業者 7 社（東京に本社を置く業者 6 社、浜松市に本社を置く業者 1 社）の選定は環境部環境企画課が、環境部業務委託契約等検討会議の議を経て決定した。提案を審査し、決定する審査委員は浜松市職員だけから成る課長 7 名が選ばれている。環境基本計画のようなビジョンに関する事業の決定には職員以外の市民が選定に関わり、透明性を高める必要がある。また、基本計画策定業務は浜松市職員の本来業務であり、全体を一つの業者に委託することは、業務の丸投げと同じである。業務内容を分析し、浜松市職員でできること、NPO や大学などの専門研究者にできることなどを分析し、浜松市手作りの、また職員給与と委託料の 2 重支出にならないような発注にする必要がある。

第8章 環境部のその他の問題点

監査結果 97 し尿収集にかかる許可を与えるにあたって、申請業者から経理に関する書類の提出を求めているのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従った措置とはいえない。

参照資料 第3部第4章3 廃棄物処理に関する法律等 191頁

説明並びに意見

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第2条の2、2項口は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条5項3号の規定を受けて、一般廃棄物収集運搬業の許可の基準として、経理的基礎を有することを定めている。しかし、浜松市の浜松市一般廃棄物処理業許可取扱要綱は許可の基準として、経理的基礎を明らかにする書類の提出をあえて除外している。申請業者から経理に関する書類の提出を除外するのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従った措置とはいえない。

第8章 環境部のその他の問題点

監査結果 98 西部衛生工場はし尿や浄化槽汚泥の処理工場として昭和 56 年 2 月に建設されたが、平成 17 年度から主要施設の操業を停止し、西遠流域下水道に放流している。その後も職員 13 名（正職員 2 名、非常勤 3 名、委託職員 3 名）が常駐し、維持管理費を含め 4 億円近い支出を行っている。

西部衛生工場は浄化槽や汲み取り便槽からのし尿の搬入が減少傾向を示していることや、老朽化などが理由で主要施設の操業を停止している。しかし、し尿などの搬入は従来どおり行われ、公共下水道と接続して、下水道にし渣を除去した後の汚水を放流している。操業を停止したのであれば、最少人数で、また最小コストで工場を維持すべきであるが、極めて明瞭性を欠く状況に置かれている。

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 参照資料 第3部表 72 | 浄化槽設置基数 | 188 頁 |
| 表 73 | 年度別対象世帯及び設置基数 | 189 頁 |
| 表 76 | 衛生工場の概要 | 194 頁 |

説明並びに意見

西部衛生工場は浄化槽や汲み取り便槽からのし尿の搬入が減少傾向を示していることや、老朽化などが理由で主要施設の操業を停止している。しかし、運転管理業務費として清流メンテナンスへの毎年 34 百万円を含めて 4 億円を支出している。衛生工場の利用率は低下傾向にある。これは下水道区域が年々拡大し、汲み取り便槽や浄化槽が減っているためである。しかし浄化槽については依然として単独処理浄化槽が圧倒的に多く、生活雑排水は浄化されないで河川に流出している。浜松市は生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換を進めているがほとんど進展していない。合併処理浄化槽が普及すると、単独処理浄化槽の 3 倍の浄化槽汚泥が搬入される。方針を明確にして、コストパフォーマンスの適正化を図る必要がある。

第9章 農業集落排水事業の問題点

監査結果 99 農業集落排水事業は特別会計のため、固定資産台帳が作成されていない。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

農業集落排水事業は特別会計のため、固定資産台帳が作成されていない。しかし、農業集落排水事業は農村地帯の公共下水道利用者人数が少ない地域に対して、公共下水道を補完する施設として設置されるもので、下水道事業の一部と考えられる。受益者負担が原則の事業である。受益者負担の妥当性を検証するためにも、固定資産台帳を整備すべきである。

第10章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 100 職員厚生会への浜松市清掃公社の補助額が多額である

財団法人浜松市清掃公社職員厚生会への負担額は職員が月1,800円、公社が3,600円である。浜松市が職員厚生会に対して負担している負担割合と比較しても著しく高い補助となっている。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

平成17年度決算における職員厚生会の収入を見ると、職員負担金収入が1,600千円、公社負担金収入が3,370千円で、公社負担は職員負担の2倍以上になっている。浜松市が職員厚生会に対して負担している負担割合と比較しても著しく高い補助となっているので、浜松市並みへの見直しが必要である。

第10章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 101 職員厚生会は退職者に対して、本人が積立てた会費の20%を返還している。

職員厚生会は退職者に対して、本人が積立てた会費の20%を返還しているが、合理的な理由に欠ける支払いである。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

職員厚生会は退職者に対して、本人が積立てた会費の一部（1,800円×在職月数×20%）を返還している。しかし、職員厚生会の運営資金は公社が本人負担額の倍を負担しており、実質的には公社の負担部分も含まれていて、退職金の上乗せ支給とも見られる。支給する場合でも、浜松市職員厚生会に倣った金額程度に引き下げる必要がある。

第10章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 102 職員厚生会は職員が保養修養などの旅行をした場合に、一人当たり 33,000 円を限度に補助しているが、使途の内容を適切な支出に限る必要がある。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

職員厚生会は職員が保養修養などの旅行をした場合に、一人当たり 33,000 円を限度に補助しており、その際、領収書の提出を求めている。使途の内容を見ると、コンパニオン、2 次会のスナック、土産代なども認めている。こうした支出は、福利厚生に含まれるものではないので、適切な支出に限る必要がある。

第 10 章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 103 浜松市清掃公社は多額の現金性資産を保有しており、し尿と汚水運搬許可を独占的に与えられたメリットを受けている。

浜松市清掃公社は多額の現金性資産を保有しており、し尿と汚水運搬許可を独占的に与えられたメリットを受けているので、サービス内容を高めるなどして、利益の還元を行うことが望ましい。

参照資料 関連する監査結果 88 を参照

説明並びに意見

浜松市清掃公社は、浜松市から旧浜松市区域における浄化槽と汲み取り便槽からの、し尿と汚水の運搬許可を独占的に与えられている。浜松市清掃公社の経営努力ともあいまって、良好な経営成績を上げている。これは、浜松市に合併した他の 11 市町村の運搬業者 7 社についてもいえることである。サービス内容を高めるなどして、利益の還元を行うことが必要である。

平成 18 年度 3 月 31 日現在浜松市清掃公社の現金性資産

| 種類 | 金額 |
|----------|--------------|
| 現金預金 | 1,399,449 千円 |
| 基本財産定期預金 | 45,000 |
| 国債等有価証券 | 400,240 |
| 現金性資産計 | 1,844,689 |

第10章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 104 浜松市清掃公社の給与を構成する手当の中で、次のような手当は支給理由に乏しく、民間と比較して公平を欠いている。

参照資料 該当なし

説明並びに意見

- ① 精勤手当は月 5 日を越えて休日を取ることがなければ、月 21,000 円が支給される。月平均の土日を除く勤務日数が 20 日とすると、15 日の勤務で、多額な精勤手当が支給されている。
- ② 作業手当は 1 回の現場作業に対して 1,350 円が支給される。しかし、作業手当は清掃公社の業務そのものであり、給与の 2 重払いであり、妥当性を欠くものとする。
- ③ 健保手当が支給されている。健康保険料は使用者と加入者本人が半額ずつ負担することが、健康保険政策上の趣旨である。浜松市清掃公社では、本人負担分の 40%を健保手当として支給しているが、これは健康保険政策上の趣旨に合致しない。

第 10 章 財団法人浜松市清掃公社の問題点

監査結果 105 浜松市清掃公社の契約の状況を見ると、民間団体・個人との各種取引につき、ほとんど契約書が作成されていない。

浜松市清掃公社では、浜松市の各機関（公園管理課、教育委員会、市立学校・幼稚園、公民館、動物園、清掃事業所等）をはじめ、浜松中央警察署・航空自衛隊等の公的機関並びに民間企業・個人から各種業務（し尿浄化槽清掃業務・し尿浄化槽保守点検業務・合併処理槽汚泥搬出業務・合併式浄化槽保守業務等）の委託を受け、これを実施している。このうち、公的機関との取引については、毎年それぞれ所定の契約書が作成され、保管されていた。しかし、民間企業や個人との取引については、J R 東海や J A とびあ浜松農協といったごく一部の取引先を除いて、ほとんど契約書は作成されておらず、かんたんな受注票が残っている程度であった。

総務課長からの説明では、個人宅の浄化処理槽の清掃・汚泥搬出業務等については多数にわたる取引であり、その都度逐一契約書を取り交わすことは事務処理が煩雑となるため行っていない、一方、企業を相手方とする取引では比較的大口の継続的なものも少なくないが、それについても清掃公社となる以前からの慣行で契約書をきちんと取り交わすということはなされておらず、これをそのまま踏襲してきたとのことであった。

しかし、契約上の権利義務関係を明らかにして紛争を予防するとともに、いったん問題が発生した場合には適切妥当な解決を図るために、できる限り契約書の作成・保管を徹底すべきである。特に、上記各業務は基本的に反復ないし継続して行われるものが多いことから、その必要性は大きい。

すでに作成されている公的機関との間の契約書を参酌して、早急に各種契約書用紙を整備した上、取引先と取り交わすことが必要である。また、個人家庭との少額の取引についても、簡便な契約書式を工夫して導入することが必要と考える。